

重要

届出書の押印の廃止に伴い、委任状の取扱いが変わりました！

次の届出書について、原則、押印は不要です。

ただし、届出者以外の方が窓口届出書を提出される場合は、提出時に、届出者全員が押印した委任状が必要です。

なお、届出書に任意で押印される場合は、従来どおりの取扱いとなります。

押印を省略できる手続

- ・ 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
- ・ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

委任状に関する変更点（届出書の押印を省略した場合）

	変更前		変更後
提出時期	受理通知書の受取時	▶	届出書の提出時
委任者	届出者のうち1名以上	▶	届出者全員 ※共有者や譲受人・譲渡人を含みます
委任事項	受理通知書の受取	▶	届出書の提出・受理通知書の受取

※ 委任状の押印は、個人の場合は認印、法人の場合は法人の代表者印(実印)です。

※ 委任状の提出時及び受理通知書の受取時に、受任者の本人確認書類(委任状に記載した住所・氏名の確認ができる顔写真付きのもの:免許証等)を確認しますので、ご用意ください。

※ 届出書の提出と受理通知書の受取で、受任者が異なる場合は、それぞれで委任状が必要です。

■お問合せ先

事務局連絡先	管轄区
横浜市中央農業委員会 TEL:045-948-2475 / FAX:045-948-2488 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 (都筑区総合庁舎4F)	鶴見・神奈川・保土ヶ谷・ 旭・港北・緑・青葉・都筑
横浜市南西部農業委員会 TEL:045-866-8495 / FAX:045-862-4351 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 (戸塚区総合庁舎8F)	西・中・南・港南・磯子・ 金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷